

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年11月5日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年11月18日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
河川課	【樋門に関する長寿命化計画の進捗状況】 実績と計画に乖離が生じており、これらを計画上の期限であるあと1年以内に全て対応することは現実的に困難であると認められる。山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画の中で言及している「維持管理のPDCA サイクル」をしっかりと回して、長寿命化計画を見直す必要がある。	平成23年3月に策定した「山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画」に基づき樋門の長寿命化対策を進めてきた。 これまでの対策や令和5年度に実施した健全度評価を基に効率的な施設保全を行うため、令和6年3月に長寿命化計画を更新し、維持管理のPDCA サイクルが確実に回していけるよう新たな計画に基づき対策を進めている。